

平成16年の厚生年金保険法改正により、厚生年金基金の代行部分については、最低責任準備金を超える負担は無くなっており、代行部分の責任が変りました。現在の基準では事業主の負担責任が及ばない部分も債務として認識する不合理な取り扱いとなっていると思います。退職給付会計における、債務の取り扱い難しいようですが、代行部分を除くか最低責任準備金としていただきたい。基金の中立化が図られた意図を十分にご理解いただき、事業主が過大な債務を計上し、代行返上すれば一時的に特別利益が発生するような会計基準は基金制度を否定することを助長しているとは思えません。「交付金の会計処理に関する当面の取り扱い」においても代行部分の取り扱い見直し、債務評価の方法を平成16年厚生年金保険法改正の主旨に沿ったものにしていただきたいと思います。以上。

広島県建設業厚生年金基金